

全てのこどもに育ちの場を

# こども**誰**でも 通園制度



令和8年4月1日より、全てのこどもの育ちを応援する  
新しい通園制度がスタートします。

月一定時間の利用枠の中で保護者の方の就労要件にかかわらず、  
子育て中の**どんなご家庭もお子様を**  
**保育所等へ預けられるようになりました。**

※ご利用には事前の利用登録が必要となります。

## 対象者

生後6ヶ月～満3歳未満で  
保育所等※に通っていない  
お子様

※保育所、幼稚園、認定こども園、  
地域型保育事業所、企業主導型保育施設

## 利用時間

一月あたり10時間※の  
枠内で柔軟に利用可能

※大台町内の施設においては、  
月～金(祝日、年末年始を除く)の  
【9:00～15:00】となります

## 利用料金

1時間あたり300円※

※世帯状況により減額があります

## 大台町内の実施施設

### 大台町立三瀬谷認定こども園

給食、おやつの提供はありません。  
必要に応じてミルク、お弁当、水筒を持参してください

〒519-2412 三重県多気郡大台町菅合2960  
TEL 0598-84-1300



大台町  
教育委員会事務局  
子ども教育課

tel. 0598-82-3793

〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原750



制度の詳細や、ご利用方法などは大台町役場ウェブサイトからご確認ください



大台町役場ウェブサイト